税の申告は正しくお早めに

～町県民税・所得税の申告は2月17日から3月17日まで～

申告期限間近になると、役場・税務署は大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。ゆとりをもってお早めに申告相談・提出をしていただきますようご協力をお願いいたします。

町では、次のとおり税の相談を行います。

▼**とき** 2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～12時 午後1時～4時（土・日曜日・祝日は除く）

▼**会場** 横芝町中央公民館講堂(役場隣)

町県民税の申告が必要な方

●平成9年1月1日現在横芝町に住所があり、平成8年中に所得があった方(ただし、所得税の確定申告をした方を除きます。)

●給与所得者で次に該当する方

◎勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方

◎給与所得以外の所得が20万円以下の方

◎平成8年中に退職された方

所得がなかった場合の申告は

平成8年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険税の軽減の判定資料等になりますので提出をお願いします。

所得税の確定申告が必要な方

●平成8年中の年間合計所得金額（各種の所得金額の合計)が所得控除合計額(社会保険料・配偶者・扶養・基礎控除などの控除金額の合計額）を超える方

◎還付申告をされる方

●給与所得者で次に該当する方

◎給与の年収が2、000万円を超える方

◎給与所得のほかに20万円を超える所得がある方

◎給与を2ヶ所以上から受けている方

消費税の確定申告が必要な方

●基準期間(平成6年分)の課税売上高が3、000万円を超える方(課税事業者)または、消費税課税事業者選択届出書を提出された方

給与所得者の所得税還付申告

1月から税務署で受け付けています

給与所得者で次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されます。

▼マイホームをローンで取得された場合(住宅取得等特別控除)

▼多額の医療費を支払った場合(医療費控除)

▼年の中途で退職し、年末調整を受けていない場合

▼退職所得の所得税がある方→確定申告により控除

▼給与所得がある方

▽給与所得金額2、000万円以下→年末調整により控除

▽給与所得金額2、000万円超→確定申告により控除(清算)

▽中途退職者(未就職)→確定申告により控除(清算)

▽2か所以上の事業所から給与収入がある方→確定申告により控除(清算)

※申告についての問い合せ先

町県民税については役場税務課(☎82-1111)へ、所得税・消費税については東金税務署(☎0475-52-3121)へ。

特別減税の適用をお忘れなく！

平成8年分の所得税については特別減税が適用になります。

これは、平成8年分所得税の納税額のある方が対象となり、所得税額の15%相当額（最高5万円)を控除するというものです。

手続方法

▼事業所得及び不動産所得などがある方→確定申告の際に控除

母子・父子家庭等医療費等の助成制度が改正

町では、母子・父子家庭等の方などに医療費(歯科を含む）や調剤費(薬代)及び入院時の食事療養に係る負担額を助成していますが、この制度が12月に改正され、平成8年4月1日から遡って適用されることになりました。

●主な改正点

(改正前)前年の所得税課税世帯は対象になりません。

←

(改正後)前年の所得が児童扶養手当一部支給制限内であれば対象になります。(生活保護世帯や児童福祉施設等に入所している方等は対象外です)

▼対象となる費用

健康保険の対象となる医療費や調剤費等

▼助成額

病院など医療機関の窓口で、自己負担分として支払った額から一部負担金を差し引いた額

▽一部負担金額

入院 一日あたり 300円

通院 診療報酬明細書1件あたり 1、000円

調剤 保険医局の調剤報酬明細書1件あたり 1、000円

ただし、健康保険などから支給される付加給付があれば差し引きます。

※詳しくは役場福祉課社会係（☎82－1111内線255）まで。